

令和元年第1回
笠置町議会臨時会会議録
(第1号)

令和元年11月11日

京都府相楽郡笠置町議会

令和元年第1回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和元年11月11日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和元年11月11日 16時1分			議長	杉岡義信	
	閉 会	令和元年11月11日 17時49分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 1名
	町 長	西村典夫	○	商工観光 課長兼 総務財政課 担当課長	小林慶純	○	
	副町長	青柳良明	○	建設産業 課長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課長	増田好宏	○	
	総務財政 課長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課長	東 達広	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	×	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局長	穂森美枝	○	議会事務局 次長	草水英行	○	
会議録 署名議員	3番	向出 健		4番	田中良三		
議事日程	別紙のとおり						
会議に 付した事件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

令和元年第1回笠置町議会会議録

令和元年11月11日～令和元年11月11日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和元年11月11日 午後4時01分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第41号 町道路線の変更の件
- 第4 議案第42号 令和元年度笠置町一般会計補正予算(第6号)の件
- 第5 閉会中の継続調査の件

開 会 午後4時01分

議長（杉岡義信君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和元年第1回笠置町議会臨時会を開会します。

大西保健福祉課担当課長が欠席をされておりますので、御報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、向出健君及び4番議員、田中良三君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、本臨時会において不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第41号、町道路線の変更の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第41号、町道路線の変更の件について、提案理由を申し上げます。

町道笠置山線の道路改良工事に伴い、本路線の起点及び延長などを変更いたしましたので、道路交通法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） それでは、議案第41号の説明は、朗読をもって説明させていただきます。

議案第41号、町道路線の変更の件。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道路線を下記のと

おり変更いたしますので、議会の議決を求めるものでございます。

令和元年11月11日提出。

笠置町長、西村典夫。

記としまして、路線番号49、路線名、笠置山線、起点終点は、変更前の旧は、大字笠置小字笠置山89から大字笠置小字桂木11まで、変更後の新は、大字笠置小字水晶谷14から大字笠置小字桂木11までに起点の変更を行っております。延長は、1,527.8メートルから1,818.2メートルに区域の変更を行っております。幅員は、1.0メートルから10.9メートルでございます。

なお、今後の事務の流れとしましては、議決をいただきましたら、路線変更の決定並びに供用開始の告示を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから、質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので申し添えます。

質疑はありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

町道路線のこの変更の件について、質疑をさせていただきます。

安全対策について、お聞きをしたいと思います。

大雨の場合は、一定雨量を超えますと、通行どめ等の措置で安全対策ということでなされると思いますけれども、通常の雨量、通常の通れる状態であるけれども雨が降っていると、そういう状況の中で、現在は道路に側溝から水があふれたりという状況については、どのような改善とか対策がなされているかということについて、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

大雨のときの対策でございます。

現在町道で、大雨に対して、時間何ミリの雨量があったから通行どめをかけますとかいうような基準については、特になんともいいですか、私は認識しておりません。しかしながら、そういった水路からあふれるような状況ですとか、通行がもう困難な場合、そういう場合と判断させていただきましたら、その都度、道路管理者といたしまして判断した中で対応していくことになると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

側溝については、この道だけではなくて、町内の中でも、実際葉っぱが詰まったり土が詰まったりしている箇所があります。そういうことがないようにしっかりと管理をしていただきたいというふうに思うわけですが、そのあたりについては、どのような対応を今後されていくのか、予定なのかということについて、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道の側溝につきましては、非常に状態の悪いところもございまして、また側溝に落ち葉、瓦れき等、また土などが堆積しているところも幾らか見られるかと思えます。そういった中で、一つ一つ全て対応していくのはなかなか困難かと思えますが、道路パトロールとかを実施する中で、堆積等目立つ分については、その都度対応させていただきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今安全面のことがありましたけれども、私も安全面のことで。一応町道と府道の関係の離合の関係、先ほど議会運営委員会でも言っていましたけれども、そういったことはどのように考えておられるのかどうか。今でもジャブを呼んで、府道から上がって、脱輪した人があるんですよ。そういったところの。

それともう一点は、先ほども言っていましたけれども、東海自然歩道、その道路は歩道がないので、今できた道を歩くということになるわけです。そういった安全対策とか、どのように、ハイキングとか柳生へ行かれる方、柳生から来られる方、どのように対処されるのか、その辺のところ。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道笠置山線の周りの府道、笠置公園線であったり山添線であったり、全て山間であって狭小な道であって、非常に離合が困難なところがございます。笠置山線につきましては、一定幅員5メートルの道がつくことができましたのでまだ比較的離合はしやすくなったかなと思えますけれども、その点につきまして、府道の公園線であったり山添線というのは、いまだちょっと離合するところが非常に困難になって、そんな箇所が幾らか見られるようがございます。そういった中で、土木事務所のほうに、離合箇所の確保であったり、通行上の安全

対策なりといった中で、要望していった中で、安全確保といいますか、通行を支障のないように、通行可能なように少しでも進めていけるような努力をしてみたいというふうに考えております。

歩道につきましては、歩道という特段の位置づけは今の笠置山線についてはないところがございます。しかしながら、路肩が0.5メートルございまして、一部ふたのないところがありますけれども、コンクリートの、水路にふたを設置したところがありますので、おおむね1メートル強のところがございます。山際に自然開放スペースも幾らかございますし、十分適正な箇所とは申し上げませんが、そこを通行していただくことを想定しております。

安全面につきましては、当然事前に対策を講じるべきところではございますが、その都度また車の減速を促すなり、危険が生じましたらそういう対応を検討していくところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

一応この道路も、もう15年余りかかっているわけです。平成15年ごろから計画されて、その間5年間は、言えばほったらかしというか、何かそういう、工事がやられなかった時期があったんですよ。保安林の解除がなされていなかったということもあった。それは、いいんですけれども。だから、なぜ15年も16年もかかったわけですか。その辺のところ。やはり防災道路として申請されて、16年ほど、ことし令和元年ですから、その5年間は保安林の解除が抜けておったんですけれども、やられていなかったの。これは、私も山城土木から宇治のほうのところへ行って、お聞きして、びっくりしましたけれども、なぜこれだけの、16年間もかかったんですか。その辺のところ。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもおっしゃいましたように、十数年笠置山線の改良工事にはかかっております。平成16年から設計、測量業務を行い、翌年から用地取得が開始され、実際工事は平成18年度から着手してございます。14年目ぐらいに入るかと思っております。そうした中で、なんでこんなに時間がかかるんやということで、先ほどもおっしゃいましたように、当然保安林解除というようなこともあったと思っておりますし、一番大きいのは笠置山が史跡名勝地であるというようなことも、いろんなことが影響があるかなと思っております。

もう一点は、今総額で、工事費の総額として5億7,000万円が本工事費としてありま

す。用地取得等含めると7億1,000万円ほどの費用を要しております。こういった中で、国の交付金に頼って事業を進めてきているというところもありまして、財源の確保という点でこのような年数がかかってきたと、私はそういうふうに承知しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今保安林の解除とおっしゃったけれども、これ19年6月に宇治のほうに申請に出されて、12月に返ってきた。それから5年間そのままになっておったんです。私も宇治に聞きに行ったときにびっくりしたんですけれども、担当者が、予算がついていなかったのもうやめられたという話を、このことは前にも言いましたけれども、それは、終わったことはこれ以上言いませんけれども、5年間ほったらかしていた。それだけの、なぜこのようになったか。やはり防災道路としてやられたら、もっと早くやってほしいというか。しかも、きょう、臨時議会でやって、きょうこういうことをやるということはどうなかと。それは別にいいんですけれども。

話が変わりますけれども、先ほど大雨のときに、今ちょっと話が出ましたけれども、先ほども議会運営委員会で言いましたけれども、ことしの6月に短期間で大雨が降ったときに、笠置山添線のところに濁流がどっと流れたんですよ。これは、当然私も見に行つて、課長もたまたま鉢合わせして見ておられたのはわかっておるんですけれども、だから、以前から私、これができたときに、下の防災のほうもしっかりとやってほしいと以前から質問して言っています。これからまさしく大雨がどんと降った場合に、舗装になった場合に、雨がどっと流れて、駐車場から、先ほども言いましたように、ある家のところに水が入ってきたんですよ。だから、そういったことのないように、今後そういう対策をお願いしたいと思います。どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

大雨の対策ということで、ことしに入って、20ミリを超える災害認定もされるような雨が数回降っておるところでございます。そういった中で、町道笠置山線におきましては、現状アスカブ、それから排水ます、のり面水路等水の流れを可能な限りコントロールし、ますや水路に排出することを、そういう工夫も行っております。当然山間道路ですので、雨水や排水の点も十分想定した中での設計はされていると思いますけれども、しかしながら、最

近のような瞬間的な集中豪雨、想定を超えた豪雨に対しては、十分対応していけないような箇所もあるかと思えます。支障があったときは、その都度見直して、改めて対応していきたいと思えます。

また、府道際の、大雨が降ったり集中的な雨が降った場合にあふれるようなところも何か所か大倉議員と一緒に見せていただいたこともございます。そういったところは、水路を安定的に保つよう、堆積土砂などないように、山城南土木事務所のほうに適正な管理をお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと3点ほど確認させていただきたいと思えます。

まず1点は、これは先ほども申されましたけれども、笠置山線の工事は14年ほどかかっています。ようやく今完成したということなんで、これ、町長、開通式とかそういうことを考えておられるのかどうか、まず1点。

それと、2点目は、ここの図面で示されているように起点が変更になりまして、旧の起点までの間は、これは町道として残していくのかどうか。町道として残していくんやったら町道としての管理が必要なので、その再確認。

それから、3点目は、町道やからどうなるのかちょっとわかりませぬのやけれども、道路標識とかそういうやつはつくのかどうか。例えば今できたところは幅員が5メートルもあるので双方向の通行が可能やというふうなことになると思いますと、制限速度とかそういう面が、規制をかけるのか、いや、なんにもなしでやるのか。その辺の安全面について、その3点をお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町道笠置山線につきましては、今西岡議員も言われましたように14年以上かかっております。工事にかかるまで、また実際に工事にかかってからも、職員の方や道路関係者の方には大変な苦勞を私にかけていただいたと認識をしております。そういう意味におきまして、そういう方々への謝意や勞をねぎらう、また笠置町にこういう新しい道ができた、そういうことも大いに内外に発信する、そういうことも大事ななと思っておりますので、町道に関しての開通式はぜひ検討していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

起点の変更に伴いまして、旧道という表現にさせていただきます。旧道につきましては廃道とせず、これまでどおり町道としての管理となります。ただ、分岐道というような位置づけになりまして、主要路線につきましては、今回道路改良を行いました本道であります。町道ですので、町の管理ということになっております。また、標識等についてでございますけれども、減速を促す意味でも必要になってくるかなというふうに思っております。今いつにつけますとか、どの規制で行いますとかいう具体的な計画は持っておりませんが、そういったことは必要になってくるのではないかということで、今課内でも話が出ているところでございます。また、これは今後の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

標識類は、法的にはどうなるんですか。何か決まりがあるんですか。笠置町でつけるのか、あるいは一般道路交通法で決められた管理になるのか。笠置町で勝手につけられるものなのか、あるいは5メートル以上の道路やったら、今どこにつけているのか知らんけれども、一般道やったらやっていますわね。そういう法的な縛りはないんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

標識をつけるに当たっての規制といいますか決まりといいますか、そういったことはないのかということなんですけれども、申しわけございませんが、私、その点については今現在知識がちょっとないものですので、そういった意味でも、公安委員会なりそういったところと調整も当然していかないといけないことになるとは思います。道路構造令上、速度は大体これぐらいですよという規定は道路構造令にあるんですけれども、標識の云々というのが、公安委員会と調整をせなあかんのかとかいうこともいろいろあると思いますので、そういった点をまた調整しながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

標識の件、これ、開通させるということで今やっているんやから、当然そんなのは前もって考えておくとあかんと違いますか。先ほどからも出ているけれども、歩道がないから、あそこを歩く人はどうやねんという危険のことも言うているし、当然車も5メートルで双方向1本車線で行くわけやから、当然危険が出てきますよ。そういうことは、先にちゃんと公

安委員会なりなんなりに確認してやっておかんと、開通するわ、そんなのは何もついていないわ、事故が起こるわというようなことになってくるとあかんから、それを先にちゃんとやってくださいよ。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

安全対策、そういう想定されるべきことは、当然対応なりを事前に検討していくべきかと思えます。また十分注意させていただきたいと思えます。

町道の安全対策としましては、第3期工事におきまして、デリネーターでありましたり、反射板であったり、線形誘導灯といたしまして、これからカーブに入りますよとかいう形での道路標示のようなそういう注意喚起の表示につきましては、今現在もついている状態でございます。それで対応はさせてもらっております。さらに、そういった中でも速度制限というのが今後また必要になってくるのではないかなということが今課内でも話が出ておりますので、そういったことについては、今後また検討をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

先ほどから安全面等ありますけれども、石の国とか笠置町のホームページとかありますので、その辺を活用して、観光課長、ハイキングのいい時期に笠置山も入ってくるので、一度課内で歩かれて、危険箇所だったりとかそういう部分をホームページに上げてあげるとか、そういうふうに建設課とコンタクトをとって、みんなでいい笠置町をつくってほしいなと思うんですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の新しい道、柳生へのつながる道でもあります。笠置と柳生への連携というところもありますので、また先ほどおっしゃいましたように、課内と連携し、また庁舎内で連携し、進めてまいりたいと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

課長、やってください。こうやって議員もなんで言うのかといたら心配なんですよ。何

かあったとき、また行政側が責められたりとか、いろんなトラブルが起こることを懸念するわけですよ。そのために、石の国にも結構な創生資金も入っていますし、ホームページについても毎年管理料が発生しているわけですから、1つの仕事で終わらず、1つの仕事で3つも4つもフォローできたら、みんなの心配が3つも4つも5つもなくなっていくわけじゃないですか。そういうような行政活動をして、住民利益を格段と上げていただいて、みんなが笠置を愛するようなまちをつくろうというような議会運営だったりとか行政運営をやっているてもらいたいと思うわけですよ、課長。

建設課長もそうですけれども、みんなで1つのまちをつくるという意味で、こうやってみんなが希望を持って道ができたわけですから、それが15年かかろうが20年かかろうが1つの答えが出て、あしたからの絵が描けると、これはすごい幸せなことと僕は思うんです。そこは、じゃ、やりましょうと、ホームページに反映しますよと、石の国にも載せますよと、僕のSNSでも出しますよというようなことをぱっと言うて、これで安全確保ができるんだというふうな方向へ持って行ってください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問、また御提案にお答えさせていただきます。

単に管理道路ができた、1つの道ができただけじゃなくて、観光面、また防災面、庁舎内できちんと連携をしながら、先ほどおっしゃいましたように、笠置町、また新しい道が開いたというような位置づけの道としての活用をさせていただけたらと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど答弁の中で、水があふれる箇所もあるというふうに答弁があったと思いますけれども、それは、今現在そういう状況のときに、車両が通っていただいても特に安全面上支障がない状況なのかどうか、その点、答弁いただきたいと思います。

それと、もう一つですけれども、先ほど側溝の瓦れき、落ち葉等の件について、一つ一つ対応は困難という表現がありましたけれども、それではやはり心もとないので、きちっと定期的にパトロールしていただいて迅速に対応していただくと、そういう立場で臨んでいただきたいと思います。その2点について、しっかりとした答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

水のあふれる箇所では通行は支障がないかという点でございます。先ほど言わせてもらったのは、府道の中ではございますけれども、危険が生じるような状態でありましたら、また管理者でございます京都府の山城南土木事務所にも連絡させていただいて、対応をまた検討していただいたり改善対策というのをとっていきたいと思います。

それから、瓦れき等につきましては、十分ではございませんけれども、可能な限りそういう対応をさせていただきたいと思います。またお気づきの点がありましたら、言っていただきましたら対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。

全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

議案第41号、町道路線の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第41号、町道路線の変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第42号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第42号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額16億7,644万3,000円に歳入歳出それぞれ

226万6,000円を追加し、歳入歳出総額を16億7,870万9,000円とするものでございます。

歳出は、商工費で、(一社)観光笠置補助金として226万6,000円を計上しております。財源としては、前年度繰越金を充当しております。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 議案の説明をいたします。

議案第42号、令和元年度笠置町一般会計補正予算(第6号)の件につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長からの説明がありましたとおり、226万6,000円を追加いたしまして16億7,870万9,000円とするものでございます。それでは、歳出の説明をさせていただきます。

8ページをよろしく願います。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、19節負担金補助及び交付金で、今年10月に発生いたしました台風19号に伴う木津川の増水によりまして、笠置キャンプ場が冠水いたしました。そのうちの旧グラウンド箇所の整地費用が発生しております。これに対しまして、今回226万6,000円を計上させていただいております。具体的な費用内訳につきましては、京都府の公共残土を入れていただいた後、その土を整地するのに必要な経費、機械を借りるとか、あと安全管理のためのガードマン経費、それら作業全般に要する人的経費でございます。

なお、このキャンプ場につきましては、国土交通省、国から笠置町が占用許可を受けている場所ですので、笠置町が主体的に京都府また観光笠置と連携し、それぞれ3者が費用負担、また作業の役割分担をしながら現在取り組んでおります。

歳入につきましては、その財源といたしまして、前年度の繰越金を充当しております。御審議のほどよろしく願います。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑は簡明にしてください。質疑はありますか。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

今回また200万円余り、2年前には400万円補正予算で、本来なら専決処分ですけれども、なぜか補正予算で400万円上がりました。これ、なぜ河原というの、キャンプ場で

すか、駐車場ですか。その辺のところの定義は。

そして、キャンプ場だったら委託しているわけでしょう、キャンプ場に。お金をもらっておられます。町がなぜ、おととしの400万円はまた水に流され、今度これが、200万円がまた来年の台風とか大雨が出たら流され、お金をばらまいているというか、私にはそういう感覚しかわからない。例えば観光笠置がお金をなんぼか取られてそこから出されるのはいと思うんですけれども、なぜ町が補助する必要があるのかどうか。その辺のところが全くわからない。

そして、鍋のときの駐車場、しかし、あそこは駐車場じゃないんですよ。もともとは町グラウンドとおっしゃったように、たびたび流されるので、お金が要るからもったいないということで、東部のところにグラウンドができたわけです、何年前か前に。だから、グラウンドじゃないんですよ。キャンプ場なんですよ。なぜそういったところに、通常、私はそういうお金の使い方がちょっとわからないです。

今言ったように、観光笠置は今500円取ってはるんですか。その中から補填するのやったらいいんですけれども、なぜ町とか。例えば今回もらった資料では、総額約1,000万円超えているんです。1,000万円の金が一度に台風が来たら流される。これが、ひよっとして毎年そういうことがあり得る可能性があるわけです。こういうもったいない、笠置町に本当に財源というのはないと思うんですよ。15億円、16億円の半分は地方交付税をもらっているわけですよ。町民税なんか1億ちょっとしかないんですよ。そういった中で、お金の使い方というのは、こういうところに使うのはいかがかと思えますけれども、この辺、どうですか。

例えば今500円取ったら、この災害が起きたから、観光笠置があと200円足してそのために使うというんやったら、700円とか1,000円に上げてやられたらいいんですよ。そういうこともあり得ると思うんですよ。なぜ町がこれから毎年そういう負担をして、なんにも残らないですよ。砂になって川に流されるだけです。お金を流しているのといっしょですよ。私はそう思います。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、河川敷のキャンプ場というところで、形状自体の問題もあるかと思えます。

なぜ笠置町が負担するのかという御質問でございますが、現在笠置町が国から占用許可を

受け、笠置町がその場所の一時占用としてあの場所を笠置のキャンプ場、またキャンプ場だけじゃなくて駐車場ほかの、時と場合によりましてキャンプ場以外の活用方法に取り組んでおるところでございます。現在河川のオープン化というところで先日も協議会を開き、今後社会実験を開催していくというところの一つのキャンプ場の場所でもあります。そういった今の動きを途切れることなく、また、笠置町にたくさん来られるキャンプ場の方、アウトドアを楽しんでもらえる方々に活用していただくという意味合いを持ちまして、笠置町が京都府また観光笠置と連携をとりながら進めているというところであります。

先ほど総額の費用がありました、もちろん笠置町だけが負担をしているわけではありません。それぞれ笠置町がする作業内容、それに対する経費負担、また公共残土というところで京都府さんがしていただく作業内容、また負担、観光笠置さんにつきましても、日々の清掃協力費の中から積み立てられた災害の費用というところを捻出しながら、観光笠置さんは観光笠置さんの役割分担の中できちんと経費を負担し、作業をしていただいているというところで、現在この復旧作業につきましても、占用許可を受けている笠置町が主体的に、3者と連携しながら進めているというところで御理解のほどお願いします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

笠置町が国交省から借りられて、そうして笠置町が観光笠置に委託しているわけですね、そういうことですね。だから、観光笠置に委託しているから観光笠置は、例えば300円から500円に上がったときにそういう話もあったかどうか知りませんが、だから観光笠置が委託をされて、町から、だから独自でどんどんやられたらいいんですよ。町はどこのまで関与するんですか。委託しているんでしょう。そういった意味で言ったら、先ほど言ったように、お金を支出、町から税金。それと、京都府からも300万円ですか、これも税金ですよ。みんなの血税ですよ。もったいないと思いませんか。私は常にそういうもったいないというか、自分の家の金がそういうところに使われてお金が流れていくのといっしょですよ。そういったことを思われたことはないですか。私はそういう感覚です。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

もったいないかもったいないかと申しますと、それはたくさん血税でありますので、その時点では、もったいないと思わないことは、それは何回も増水してキャンプ場に費用が

かかるというのは、それは大変なことだという認識をしております。

笠置は今アウトドアというものを1つのコンテンツとして進めてまいります。先ほど来ずっと河川のオープン化というような話もしておりますが、そういったことに取り組んでいくというところの場所でもあります。公益性の高い場所というふうに認識をしております。観光笠置さんのほうには、清掃に係る全ての業務、その他の維持管理に係る業務というものを委託しておりますが、今後の活用の方法等は、今現在笠置町が主になって社会実験の協議会というものをつくっておりますが、その活用の方策につきましては、今後こういった協議会が中心になりながら進めていきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

これ、大倉議員の言っていることも、私も一理あると思いますよ。これ2年前やったか400万円出してやっています。最近の気象状況から見たら、毎年1回ぐらいは流されるかもわからない。私ら畑も今度つかりました。だから、毎年こういうのが発生するかもわからんから、私が言いたいのは、もっと計画的にちゃんとやってほしい。今のあのグラウンド、旧のグラウンド、あそこも、先ほど大倉議員が言ったように流れて困るから東部のほうへ新しい総合グラウンドをつくったわけや。だから、あそこはグラウンドとしてはそういうことがあるということは以前からもうわかっておるわけやろう。ところが、今現在笠置町が観光でやっていこうというてやっている中で、笠置町にお客さんが一番来ているのはキャンプ場や。だから、いこいの問題にしろ、キャンプ場と一体経営をやっていこうというような方向性で今動いているわけでしょう。

それと、かわまちづくり事業、あれも今動いていますやろ。この間から協議会は発足したんですね、協議会は。その中でも、あそこのキャンプ場の整備というのは出ているわけや。どういうふうにやっていくのか。毎年水が出たら流れるような対策で、また復旧、また流される、こんなことをやっていたら、先ほど大倉議員が言ったように、川へお金をばらまいているようなものじゃないですか。だから、同じするのやったら、ちゃんと流されないような工法も考えやんとあかんと違うんですか。あそこ、流れるのは決まっていますよ。

あれ、グラウンドが肩になっているんですよ。肩が突き出ているから水が出たら流されるんです。あれ、見たらよくわかる、橋の上から見たら。肩がずっと流れてしまっておるわけや。前の400万円出したときもそうやろう、あれ。だから、そういうような将来的にあそこを永久にキャンプ場として使っていくのが笠置の生きる道やろ。それやったら、流されや

んような対策を打たんとあかんのと違うんですか。それを今やっているかわまちづくりの事業の中で含めて考えてほしいんや、そういうことを。そうでないと、こういう川へお金を流されるという意見が出てくるわけや。もっと建設的に前向いて考えてくださいよ。それをお願いしておきたい。それで、あの肩をなくしてもうちよつとなだらかにするか、あるいは芝を張ってしまっただけに流れていくか、そういうことを考えてくださいよ、そういうことを。ただ、流されたからまたもとどおり復旧しますというだけでは脳がないでしょう。それを強く要望しておきます。

それから、ここの説明資料でいただいた中では、京都府が経費として300万円出してくれるというような形になっていますけれども、これ、土砂を運搬してもらって運搬料みたいなものですね。それで、やってもらうんでしょう。それと、先ほど大倉議員からも出ていましたけれども、観光笠置も500円今入場料を取って、去年の決算も監査委員として見せてもらいましたけれども、基金としてためているでしょう。そういうものも、こういうときのためにためているんやから、使ってもらっていいわけです。

それで、私が質問したいのは、ここで総額1,000万円ほど要ると。町が226万6,000円ですか。観光笠置さんは既に使いはったかどうか知らんが、480万円ほどのお金を使っておられるわけでしょう。この辺の割り振りはどうして決めたのか。その辺もちょっと聞かせていただきたい。以上です。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、早期に復旧するというところで、キャンプ場の中の芝生の張っているエリアのほうにつきましてはさほど大きな被害がありませんでしたので、まずそこをキャンプ場を安全に運営していくというところで、場内の道を優先的に作業すると。あと、旧のグラウンドのキャンプ場につきましては、まず土砂を入れなければならないということで、そちらのほうにつきましては、公共残土がどこかにないかというところで京都府さんをお願いをしておりました。その残土が見つかって、その整地をするというところのまた費用が発生してくるということで、それぞれ作業工程の順番、またそれぞれが対応できる作業内容というところで、作業内容ごとに分担といいますか、それは双方3者連携で話し合いながら進めていた内容でありまして、例えばどこどこがこの部分で幾らの費用というようなことは、そういった話し合いではなかった次第でございます。そういった中で今現在進めているという運びになりました。

た。以上です。

議長（杉岡義信君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

（発言する者あり）

議長（杉岡義信君） 小林君。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） すみません、失礼いたしました。

対策ということで、先ほど西岡議員もおっしゃるように、肩が出ている河川のところで、形状自体が、もともと形状自体を考えながら、流れたから砂を入れる、またその繰り返してはなんの進歩もないということも、そういう意味も込めまして、今現在進めている河川のオープン化、またそれに引き続くかわまちづくりといった中で、あそこのエリアが安全にどのように利用できるかというものを、中とするソフト事業だけじゃなくて、ハード的にも、先ほど芝生を張るとかそういったことが、私だけではなかなかわかりませんが、そういった関係機関と連携をしながら、より安全に、なかなかいつでも増水したら流されるというような今の現状のキャンプ場から進歩といいますか前進できるような取り組みにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） そういうことでやっていただきたいんですけども、もう一点、観光笠置さんが480万円ほど使っておられますけれども、多分トイレとか洗面所ですか、その辺も多分今回浸ったと思うんですよ。だから、その辺ももうちょっと高いところへつくとかそういうことも、今回かわまちづくりでああいうことで国交省も動いてくれているんやから、そういうところと一緒に考えてやっていってもらうようにしてほしいんですよ。トイレかて毎年流されて、またやらんならん、流されてやらんなんというようなことばかりやっておったら、観光笠置かて、基金をためておったかてすぐ使ってしまうやん。こんなの、足らんよ。そういうことで、副町長、かわまちづくりのほうどういうふうに進めてくれているのや。協議会も発足したみたいやけれども、その辺のことも含めて計画してくださいよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

10月29日に、国交省そして京都府、笠置町、それから近隣の和束町、南山城村、それから町内に関係する各種団体等にお集りいただきまして、河川のオープン化に関する協議会が発足をいたしました。その中でも、今回キャンプ場が災害で流されたというのは話題にもなっておりました。早期に復旧し、そして河川のオープン化に伴う社会実験をやるように、

間に合うように整備あるいは復旧していくということで、その会議の中でも話し合いをさせていただきました。

今後あのキャンプ場が流されないように、あるいは流されても被害というものが最小限に食い止められるにはどうすればよいか、今なかなかお答えというのは出しにくいんですが、今までも、現在の形状でいけば、おっしゃるように何度も流され、また復旧する、その繰り返しになろうかと思えます。河川のオープン化に伴い、河川敷の中をどういうふうに使っていくのかも協議会の中で関係者の話し合いをさせていただき、町がそのイニシアチブをとらせていただきながら課題も提示し、そして展望も示しながら、川そして河川敷が中心となって、まちづくり、そして地域の活性が進むように計画は進めさせていただきたいと、そう考えております。

発足したばかりの協議会でございますので、現在計画づくりというところにもう一步二歩を踏み出すためにいろんな方々の御意見を聞く、そして実際に河川敷でさまざまな取り組みをしていただく、そういう社会実験を進めながら、安全安心そして快適に使えるような、トイレも含めてどうしていくのかについての御意見をいただきながら整備を進めていく、そういう方向で取り組ませていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

最後にちょっと確認しておきたいのは、JRさんはその協議会には入っていないのかな。JRさんは入っていないんですか。それならあかん。というのは、トイレとかの後ろはJRの敷地になっているから、あの辺を上げさせてもらうような交渉とか、そういうもののできたら一番ええなと思うんやけれども、今の場所では何回やりかえてもつかりますよ、これ。その辺できたらええんやけれども、入っていないんやったらしょうがないわ。

それと、協議会で、かわまちづくりのですけども、何を笠置町としたら、あそこ白砂川に橋をかけるというようなことも構想してはるけれども、かわまちづくりでどういうことを笠置町としてはやっていくんかということを、はっきりと協議しておいてくださいよ。それをよろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7 番（坂本英人君） 7 番、坂本です。

僕がお聞きしたいのは、この流れで見ると、この事業というのは、誰がやっても失敗しいひん事業やなと端的に思うわけですよ。いこいの館やったら赤字補填はしてもらえへんわ

けですよ。でも、これは、長期にわたって赤字が出たときは、町が補填するというふうに契約ではなっていると。これ端的に誰がやってももうかるやんというふうにふとってしまったんですよ。観光笠置さんがどうかこうとかということではなく、誰でももうかるんやったら町の若い子にさせてあげてよと若い子代表やったら思うわけですよ。それこそこの間、雇用創造協議会がキャンプのリーダー研修みたいなものを実施したはずですよ。その資格者がここを切り盛りできたら、その人、笠置で普通に暮らしていけますやんという話なんですよ。

その中で、笠置に帰ってきてくれた僕たちの後輩がいてました、1人、受講者の中で。この間話したときに、取ったけれども、あの資格をどう使ったらいいかわからへんという話を僕にしてくれて、実際更新料が1万3,000円かかるわけですよ。ただで取れた、雇用創造協議会があったからこそ取れた資格ではあるけれども、1年たったときには1万3,000円の更新費用がかかると。このキャンプというもので資格を取った町の住民がおって、でも絶対損せえへん商売がそこにあって、でも取ったけれども、1年おきに1万3,000円の出費があると。これはバランス悪いなと思うわけですよ。だから、そういうふうに町がうまいこと廻っていないわけですよ。こっちでは、キャンプの要資格者を輩出している。こっちでは、キャンプ場は赤字を出してもずっと補填していただけると。こういうバランスが悪いことが町の不信につながっていくんじゃないのかと、そういうふうに思ってみたりせんでもないわけですよ。

実際僕らも商売をやっている、建設業をずっと親父もやっているのを見てきましたけれども、やっぱりリスクがあると。でも、こうなったらばくちじゃないですか。台風が来なかったらめっちゃもうかる、台風が来たら損するみたいな。これもちょっと違うよねという話。その辺をクリアにしてほしいなということと、町の若い子らにもチャンスがあるような活動になってほしいと。

京都府がここにお金をつけているということは、京都府も笠置のキャンプ場というものに価値を見出してくれているということは確かな事実なわけですよ、ここでもうお金が流れているわけですから。残土で補填してくれると。この経済は、ずっと笠置の中で廻っていくということも確かなんですよ。大倉議員は無駄な支出やと言うけれども、確実にそこで500万円の経済が回っているということは確かなんですよ。これで誰かが潤っていることも確かなんですよ。

経済というのは、まあまあ難しい。どの部分をとって正論とするかというのは人それぞれ

民主主義なんであるとは思いますが、これが、笠置の中で、じゃ、今後鍋フェスタの駐車場使いますと。笠置にどういう利益があるのやということを、きちんと観光課が明確に数字で出せない。見えないお金を出せないことが、この議論を生んでいるわけですよ、課長。わかりますか、ことしで10年目でしたか。全てのことに、きちんとしたロジックを説明できないと。そういうことが今みんなの不安になっているわけですよ、町民も含め。いこいの館のこともしかりですよ。そういうことが、一つ一つ紡いでいかないと行政運営というのは成り立たないんじゃないでしょうか。町長、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員の投げかけに答えさせていただきます。

私も、笠置町におけるキャンプ場は魅力のある資源の大切な一つだと思っております。そこが、キャンプ場からどんな形でもいいから還元していくものをつくり出していかなければならない、私はそのように考えております。今までそういう体制というのが不十分だったと言わざるを得ません。

そういう中で、今国や府が、河川のオープン化やかわまち事業を通じて国や府のお金をつぎ込んでいただける、そういうふうな大きなビッグチャンスでもございます。私はその中におきまして、例えば高齢者の方が野菜をつくられて、軽トラで行かれて、そこで販売される。そういうことが、例えば高齢者の生きがいややりがいにつながっていく。また若い人たちがキャンプ場を活かして雇用を創出できる可能性も出てくる。ずっとじゃなくて土日でも構いませんし、実験的にもそういうことをされる、そういうチャンスが私は生まれ出ると確信をしておるところでございます。そういうことにおきまして、これからキャンプ場をきちんと条例化して行政財産に位置づけて、指定管理者制度を導入して、そういうプロポーザルをいただく中でいろんな可能性もいただける、そのように私は確信しておりますので、そういう流れに沿って町としてはキャンプ場を考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

この間、町長、副町長、議長、僕で京都府のほうに勉強しに行ったときも、見えないお金というものの存在を勉強してきたわけですよ。笠置町は見えないお金が多いですよ、確実に。僕も一ボランティアとして出ますし、うちの家内も出ます。今回16日でしたら議長も出ますし、僕も出ますし、西議員も参加します、ボランティアとして。そういう見えないお金の勘定をすると、住民利益はかなり減るんですよ、確実に。なんでかという、

1, 200人規模の町で、充て役の役職多いですよ、充て職が。おのずと各イベントに無条件で何か役をいただけると。こういうのは全部見えないお金やと。そういう投資を笠置町民はみんなしているんですよ、町のために。ね、総務課長。そういうふうなことをしている町の町民に、イベントとかキャンプ場というものがどうやって利益還元されるのかというのは本気で考えなあかんですよ。

だから、町長が今言った指定管理者を導入すると。それは本当に急務ですよ。多分普通にこの契約書を見たら、「ううん」となります、議員としては。議会人としては、なかなか難しい。これ、別に名前が変わったら団体名が変わるだけなんであれだけですけれども、働いている人も前のおっちゃんおばちゃんばかりやし、仕事は絶対できるわけじゃないですか。頭がすこんとすりかわっても仕事はなしていくわけですよ。僕がきょう議員辞めますわと言って、あしたからとりに行きますわと言って、とれたらもう別に不自由せんで済むかもしれないですよ。めちゃハッピーじゃないですか、そっちのほうが、家族はみたいなことを思ってもおかしくないんですよ。わかりますか。

だって、週末になったらすごい人ですよ、本当に。きのうの晩から僕もキャンプしていましたけれども、本当にすごい人、びっくりするぐらいの。そういうところを、きちんと町の団体を守るといことも行政の仕事やと思うし、この間の見えないお金の話もそうですけれども、笠置町の人、本当に笠置のために、職員も含めみんな頑張っていると思うんですよ。でも、そのバランスが非常に悪いというのはあると思うんです。

町長がさっき言った指定管理者ないしあそこをどういうふうな体制で持っていくことがベストでベターなんかということは、行政側の急務ですよ。町の人も巻き込んで協議会をつくっているわけやから。そこは京都府とも連携し、国土交通省とも連携し、みんなが幸せになるようなお金に全てがなるように努力していただきたいと思うんですよ。いかがですか。総務課長いきますか、副町長いつてくれますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

見えないお金、非常に笠置という町は、私もここに勤めさせていただいて、率直な感想として、大変それぞれの役割をたくさん持っておられて、そしていろんなイベント、行祭事に積極的に出てきていただく。またお願いをすれば、いろいろとおっしゃいますけれども、最後は、じゃ、協力しようじゃないかということで、とてもほかの町では考えられないようなすばらしい志といますか、善意といますか、お気持ちを持っていただいている方が多い

という町、これは財産です。こういう財産を大事にはしたいんですけども、じゃ、そういった方々に利益をどう還元していくのかという仕組みが正直なところこれまではありませんでした。どこかで変えていかなければならない、どういう方法があるのか、これはすぐになかなか答えが出なかったわけですけども、まずはキャンプ場、河川敷をどう変えるのか。

先ほど町長が言いました、条例化をすべき、これは国のほうから、国交省のほうからもそういう指導をいただき、公共施設としての位置づけをしっかりとすべき。町がイニシアチブをとりながら、そこが町の発展に寄与するように位置づけをしていく、その仕組みをまずつくるべきだと。その上で、現在の河川の占用許可の中では、収益事業というものがなかなか取り組めないというルールの中で動いております。それを、協議会で河川のオープン化をどう具体化できるかということを実験し、占用許可の中で収益が伴う事業ができるようにする。例えば今でしたら清掃協力金が500円しか取れないんです。それを、例えばですよ、例えばですよ、駐車料金500円別途取ります。それからトイレあるいは洗面所その他水道料金がかかりますから、共益費としてお一人清掃協力金プラスあと500円いただき、1日1,000円いただきますということもやろうと思ったらできるわけです。

ただ、今の占用許可のルールの中ではできませんが、国のほうは、もうそういったものをオープン化して行って収益できるようにしたらいいんだから、笠置町はチャレンジしてくださいねということをおっしゃっていただいています。これは、やはり千載一遇のチャンスであって、現在の観光笠置の委託という、やや私たちにしてもこの委託というのが本当にいいんだろうかというような、現在の地方自治法に基づく公共施設の管理運営というルールの中からはちょっとやはり難しい状況かなというところもあるので、それはクリアにすべきだろうと。そして、町の立ち位置といいますか、町がキャンプ場をこういうふうにしていくんだという方針を明確にし、条例化し、そして指定管理というお話がございましたけれども、それにふさわしい管理者を募り、収益が出るように、仕組みをつくっていく。それはやるべきであります。急ぐべきであります。そのために、協議会のほうでオープン化の社会実験をする、それが急務であるために、申しわけございませんが、キャンプ場をどうしても使いたいというお声の中で、そういうオープン化に対応する社会実験にぜひ使わせていただきたいということで、今回臨時議会をお願いし、予算の計上をさせていただいたわけでございます。

坂本議員の御質問に全てお答えできたかどうか分かりませんが、キャンプ場に笠置の若い人たち、あるいはスキルを持った人たちが夢を託せるように、本当の意味でのオープンな仕組みをつくらせていただきながら町の発展にキャンプ場が寄与できる、そして町と一体とな

った活性化がそこから生まれるように、役場の中のさまざまな組織もそれに講じて頑張っていきたいと、そんなふうに考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 副町長の答弁で前向きな話もいただきましたし、本当に見えないお金の出し方、このデザイナーが笠置には多分いないので、見えている支出だけ見てしまうと、かなりのことは出費でしかないように見えるわけじゃないですか。

それで、例えば僕もキャンプ場を使わせてもらったらいろんな友達ができるんですよ。僕は町民ですから費用を払わなくていいんですよ。ただで友達ができるんですよ、この年で。結構笠置のことを思ってくれているわけですよ、宇治の方だったりとか桂の方だったりとか。そういう交友関係ができる場やったりとかするので、これはお金にかえられない価値なんですよ。

本当に、観光課長、見えないお金の算出方法というのを、聞いていますか、見つけてほしい。本当にこれができたら、行政側の仕事はもっとどうともものになるはずなんですよ。住民利益を言葉であらわせるわけやから、ロジックとして持てるわけやから。見えないお金とかマイナスをプラスに考えるということをもっと追求しないと、笠置はすごい寂しい話が多くなってしまう。

260万円の出費の話なんですけれども、根っこの部分というのは、見えないお金の話だと僕は今回思ったわけですよ。みんないろんなことに、笠置に対して努力してんねんけれども、やっぱり見えているお金に対してだけフォーカスが行ってしまう。それはすごい寂しいなと思うんですよ。本来お金は人を応援するためだったりとか何かをなすために使うはずやねんけれども、どうしても使ったことに対してのお話になっちゃう。議会はそういうところなのかもしれないですけども、それをきちっと行政側が費用対効果だったりとか可能性というものを言葉にかえて住民ないし議員にきちり伝えていくと、そういう議論がなされる場がこの場だと思うんですよ。そういう話ができるような、小林課長、答弁なりデータを持って、議会で僕たちを、説得・納得といったら偉そうになりますけれども、ちょっとでも理解して町の住民にきちんと伝えられるような議会と行政の関係性というのを築いていきたいと、切に願います。これは要望です。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長、回答しなくていいのか。

商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員のアドバイス、御提

言ありがとうございます。

一つキャンプ場というものが、先ほど坂本議員がおっしゃったような場所になって、町の人々が先ほど来話にあるような集えるような場所であってというふうなことでまず進めていくためにも、早期のキャンプ場の復旧というものが目の前にありますので、努力してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほども話がありましたけれども、キャンプ場、住民の方、利益がなかなか還元されていないという話も出ていますけれども、実際にはその中で雇用が生まれており、そこのお金を得た方たちも収入を得て、それがまた消費に回るということでは、ただ内部循環をしていると単純に言えない面もあるだろうと。そして、これから河川のオープン化ということで、収益事業も考えていくということで、潜在的にはこれもかなりそういう事業、利益を上げていく、そういう大きな力を持っていると。そういう意味では、公益性、公共性というものがあるであろうというふうには思います。

しかし一方で、やはり税金を投入する中で、率直に入場料をいただいていると。そのお金で復旧は賄えないんだろうか。なぜこういう形の費用負担になったんだろうかというのは、率直な疑問として出てくるのではないのでしょうか。例えば観光笠置のほうの今の積立金の中からこれぐらいが限界だと、そういう話があったのか。これ以上積み立てを、支出をふやそうと思えば入場料をふやしていかないといけない。そうなれば、キャンプ場利用の方に負担になると。サービスの低下にもそれはなるということでこういう形になったのか。費用負担がどういうふうになったのかというのは、もう少し経緯をしっかりと、負担区分についての、こういう形になったという経緯について説明をいただきたいと思います。

それと、もう一つなんですけれども、資料としていただいています旧町民グラウンドの被害状況写真というのがあります。ここには必要な土砂の搬入量として1,550立方メートルというふうにあります。ところが、一方で運搬の予定表には、土砂の搬入予定量として累計600立方メートルということになっていまして差があるんですけれども、この違いについてはどういうことなのか、この2点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

観光笠置さんの話、先ほど来出ておりますが、費用負担ということで、清掃協力費から積み立てられた災害復旧費というところで今回支出をしております。その他今後の運営費用というところもありますので、そういった意味合いで、経費の負担というところを相談に、協議させていただきました。

もう一点、1, 550立米の土砂の話でございますが、こちらにつきましては、お手元にお配りいたしました資料につきましては、山城南土木事務所、そちらのほうに10月25日に行ったときにお持ちした資料であります。そのときに、観光笠置さんのほうで一定計算をした必要な土砂というものが、この1, 550立米でありました。それを受けまして、京都府のほうで公共残土を調べていただいた結果が600立米であったということですので、この差につきましては、今回観光笠置さんが土砂を入れる前に既に整地作業をされて、できるだけ効率的に費用をするように、観光笠置さんのほうの費用負担というところで整地をされたというところでありますので、この1, 550立米と600立米というのは、あくまで当初想定していた計算上から出てきた土砂の立米数と、あと600立米というものが実際に笠置に搬入できる土砂の量というところの差でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

実際に搬入ができるのが600立方メートルと答弁がありましたけれども、それは、それで十分に整地ができて十分な土砂量という意味なのか、用意できた量が600立方メートルということなのか、今の答弁だとちょっとわからなかったもので、これに必要だと、実際にはこれで十分な土砂量が確保できているというのが600立方メートルということによろしいんでしょうか。その点、お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

説明不足であり、大変申しわけございません。600立米というのは、用意できる量が600立米であったということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 補足を少しさせていただきます。

山城南土木、京都府との協議をさせていただいた内容を少し詳しく言いますと、当初1, 500立米というのは、あの形状ががたがたの状況で、本当に土を入れなきゃならない

という4年前の経験則から、おおよその立米数を出したというのが現状でございます。ただ、土木事務所、京都府、そして観光笠置さんと協議しまして、現在今がたがたになっているところをならして行って、多少かさが低くなったとしてもキャンプ場として復旧できる状況までもっていったら600立米で行けるのではないかとということで、用意できる土砂が600立米しかないというのもあったんですけども、1,500立米ないとできないとなると、この先1,500立米の土砂なんていうのは公共残土としてまずなかなか出てこない。であれば、600立米でやれる工法をお互い知恵を出しながら考えましょうということで、先ほど担当課長が申し上げましたように、先行して観光笠置がブルドーザーでならしながら、最低限600立米できちとしたことができるようにということでさせていただいた、そういう結果ということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

ちょっと重複するかもしれませんが、お尋ねします。

一番最初、今の河川のグラウンド、あれはどのような名目でグラウンドと言われているんですか。グラウンドと言われれば、向こうにあるグラウンドは、時間または日によって料金を取っておられますね。違うんですか。今の話によると、グラウンドがあるから整備するという話ですね。これはどういうことなんですか。1年間なんぼ水揚げがあったんですか。その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民グラウンドといいますのは、先ほど来話がありましたように、南山城村との県境がグラウンドだということです。私が申しますのは旧の町民グラウンドということで、運動公園という使い方、運動公園という意味でグラウンドと申し上げたのとは違いますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

旧の町民グラウンドという発言ですが、今あそこのキャンプ場に車が入っているんですよ。違うんですか。それはキャンプ場じゃないですか。そういうところになぜ町が金を補足して、金を出してやらんならんのですか。また、そのために、いろいろ入場料、あれを取っ

ているじゃないですか。その金で修理すべきだと私は思います。その点どうなんですか。そして、二百何万円の金を観光笠置はいつ言ってきたんですか。そういう点をはっきりしてもらいたい。

先ほどの町長の答弁なんですけれども、録音されると思いますが、町長は行政改革という言葉が使われました。指定管理者に任せてあるのに、町はそこにタッチするんですか。その点どうなんですか。そういう発言をされましたね。一遍ちょっと録音を聞いてみてください。違うんですか。観光笠置は、一生懸命働いてどんどん利益を上げてもらったらいんですよ。その反面税金でがばっともらえばいいんでしょう。その税金で行政はやっていくことと私は思ったんですよ。しかし、先ほどの話、町長は行政改革、そういう言葉を発言されていませんか、どうなんですか。一生懸命やった企業の金をみんな町が取り上げる、それでは企業が発展しないと思うんですよ。もう一度ちょっと調べてみてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 観光笠置さんにおかれましては、キャンプ場をしっかりと管理し、運用していただいております。その中で、町にも多額の税金を納めていただいております。

私が申しあげましたのは、将来に向けまして、指定管理者制度を導入していきたいということで申し上げたところでございまして、今の状態で、今指定管理者制度で観光笠置さんをお願いをしている、そういう状況ではございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、町長、私は行政改革という言葉が使われたということに対して言うているんですよ。行政改革です。今から言うと、今度指定管理者にまたやられるんですか、今までやっていたことを。今指定管理者という言葉が発言されましたね。指定管理者でやられるんですか。今まで一生懸命やって利益出してもらった。今度また指定管理でやる、これはどういうことですか。そういうのも行政としてはわかっているんですか。町長の口からなぜ行政改革という言葉が出たかということに対して、そういう指定管理というような、いろいろな試案があるから出たんじゃないですか。その点どうなんですか。私は行政改革をなぜ発言されたかということを知っているんですよ。だから、発言されていないと言うんやったら、一応すみませんけれども、録音されておるから聞いてみてくださいと私は言うているんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） キャンプ場につきましては、国また府から、キャンプ場の位置づけ、そういうものを町としてきちんと位置づけていきなさい、そういう指導をいただいております。そういう中で、笠置のキャンプ場のエリアを条例化して、行政財産として位置づけて指定管理者制度を導入していくと、そのように私は答弁をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） そういう形で行政改革、それでいいんですね。しかし、これはこれでいいですけども、これで話をかえますけれども、町長にお願いしたいことがあるんです。きょうの会議、議会を開催されました。これはこれで結構ですよ、議長も承認しているから。しかし、この会議について、町長みずからきのう資料を説明しに来たのは夜の5時ですよ。こういう行政改革をされるんだったら、役所内の改革をしてもらったらどうですか。私はそう思うんですよ。きのうの夕方5時に来て、きょうの本番の会議ですよ。話は変わるかもしれませんが、こういうやり方を一考するのも行政の一つの改革じゃないですか。どうですか。

それで、町長が判こを押されていますね。平成30年4月1日、観光笠置とやっておられますね、違うんですか。この中の別表のところの災害時の対応という形をうたっているんです。それはどこまで入っているんですか。判を押されたときは、どういう内容で判を押されたんですか。ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私の発言は、行政財産ということで発言をしていることが確認をさせていただきましたので、その辺は御理解をお願いいたします。

笠置町と観光笠置さんに委託している、その中の災害時の対応でございますけれども、これにつきましては、両者協議をした上で規模等も妥当であると町が認めた場合は、復旧に向けた費用は補助対処すると、そういう文言がございます。そういうことにつきましては、双方良識の範囲内で判断をしていく、そのように承っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 先ほど質問したんですけども、答弁をもらっていなかったんですけども、キャンプ場キャンプ場と言っていますけれども、ここは駐車場と、定義はどうなんですかと聞いたんですけども、駐車場じゃないんですね。キャンプ場ですね。その定義はどうだということは、先ほど質問したんですけども答弁がなかったんですけども、キャンプ場でしょう。

だから、キャンプ場というのは私も若いときにあっちこっちテントを張りましたよ。どんなところでも張るんですよ。特に私は山もよく行きました。笠置の河原でもテントをよく張りました。整備するんじゃなしに自然のままでするのが本来のキャンプ場なんですよ。私はそう思っているんですよ。自然のまま。だから、そのままのところ河原でキャンプしている人もおられるでしょう。そんでいいのと違いますか。わざわざ土を入れてする必要、定義がキャンプ場か駐車場かと先ほど言ったんですけれども、キャンプ場というのは、そういうことやと思うんですよ。私たちが若いときからずっと行っていました。山で、どこで寝ようがテントを張っていました。笠置の河原でも、若いとき何遍も若い者をつれてテントを張りました。だから、そういう整理する必要性が、定義が駐車場じゃないんでしょう、キャンプ場でしょう。その定義はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の定義というところの御質問にお答えさせていただきます。

国土交通省のほうから、占用許可を受けている目的といたしましては、キャンプ場というところで目的のほうに書かれております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いろいろ議論を聞きましたけれども、最後に私キャンプ場か駐車場か定義を聞いたのはそういうことなんですよ。駐車場じゃないんですよ。なぜそんなところに砂を入れる必要性があるのか。キャンプというのは、自然のままにキャンプするんですよ。

そして、2年前にも本来なら先ほど言いましたように専決処分せなあかんの、補正予算で400万円上がってきた。当時、そのほか京都府からなんぼ出されたか、観光笠置がなんぼ出されたかわかりませんが、今回の資料をいただいたら、1,000万円余りの、そのうち半分、京都府が300万円、町が200万円ちょっと。これ税金ですよ。キャンプ場にそんな土を、毎年流される。2年前に400万円町が払っただけですよ。ほかの京都府がなんぼか知りませんが、そういう無駄金を、先ほど言ったようにつぎ込みますか。

これが、どんどん台風も、ことしも15号、19号で大変な被害に遭っておられます。毎年河原でそう入れて、また流され、また1,000万円消え、この状態やったらまた来年も、ひょっとしてわかりませんが、1,000万円流され、そんなことが、この笠置町の財政にとってもっとやるべきことがあるんじゃないですか。

例えば以前から言っていますようにLED電球をつけたり、そんな問題とか、切山でもそうなんです。切山の道でも1本しかないんですよ。あそこでも本当にひび割れしているところが多いんですよ。そういったところを直すとか、町民の本当の役に立つというかそういうところの施策に、もう人口が1,200人ちょっとでしょう。あと10年したらもっと減りますよ。そういうところまで保っておられるかどうか。そんなことを考えれば、毎年こういうことの可能性がありますよ。そういうためにはやはり反対ということで討論させていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

賛成討論ということで、大倉議員も古くからキャンプをやられていると。ただ、キャンプも今多種多様になってきていますし、僕らも町長が少年団の監督をやってくれているときはオールドスタイルのテントで、夏休みに、石川課長もいてましたし、西議員もコーチでいました。その当時から僕もキャンプ、一番初めてやらせてもらったのは、町長とやったキャンプですわ。今びっくりするぐらいカラフルなテントもいっぱい出ているし、料理の方法だっていっぱいある。本だっていっぱい出ているんですよ。つまり、どういうことかと言ったら、この260万円何がして、アウトドアに強い人をいっぱいふやしているわけですよ、笠置町は。これはどういうことかわかりますか。防災に強い人をいっぱいつくれているんですよ。これ、すごいとうといことなんですよ。こういう数字を、課長、出さなあかん。わかりますか。これが笠置の持っている強みなんですよ。

子供のころからキャンプして、今いろんなひとが笠置のおかげで防災に強くなっているわけですよ。これを財産と思わへんかったらすごいせつないじゃないですか。たった260万円のお金で、人が幸せになるんですよ。防災のときにうまい飯をつくれる人が、1人2人、毎年何人ふえているんですか。これが笠置の価値じゃないですか。だから、あそこを守らなきゃいけないんでしょう。頑張らなきゃいけないんでしょう。そういうための予算やと胸を張って言ったらええやないですか。どこから見るかですよ。

おばちゃんたちが朝早くからまた全部回ってはるんですよ、お金もらったかどうか。キャ

ンプ場のほかのお客さんに迷惑がないように、土が入っている間ずっと水を流してくれてはるんですよ、寒いのに。きのう10回起きましたよ。この温度で寝たら結構やばいなということもきのう覚えました。でも、いろんなお金を使っている、それも事実です。一つ一つきちんと責任持って論じられるような活動をしましょうよ。いつもチャンスがあるはずなんですよ、補正予算は大変やから。そういう町にしましょうよ。これを賛成討論とかえさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第42号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第42号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和元年第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後5時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 向 出 健

署名議員 田 中 良 三